

平成 26 年度 第 5 回安曇野市環境審議会 会議概要

1	審議会名	平成 26 年度 第 5 回 安曇野市環境審議会
2	日 時	平成 26 年 9 月 24 日 (水) 午前 9 時 30 分から
3	会 場	穂高支所 3 階 第 3 会議室
4	出席者	環境審議会委員 15 名
5	市側出席者	堀内市民生活部長 大向課長・蓮井係長・三澤主査 (以上 市民生活部 環境課) 大竹課長補佐・米倉主査 (以上 農林部 農政課) 高嶋課長・齋藤係長 (以上三郷支所 地域課)
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	なし 記者 市民タイムズ
8	会議概要作成年月日	平成 26 年 9 月 24 日

協 議 事 項 等

【進行表】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議・審議事項
 - (1) 臭気規制 (案) について
 - (2) 答申の付議事項 (案) について
 - (3) その他
4. 閉会

【議事】

前段として環境審議会委員、事務局で 8 月 25 日に三郷地区上長尾区畜産団地内で実際の畜産臭気を確認し、合わせて臭気指数測定を行った。その結果報告について会議資料 1 (第 4 回安曇野市環境審議会臭気測定現地研修 (8 月 25 日実施) 報告書及び考察) で事務局より説明。

続いて事務局より (1) 臭気規制 (案) について会議資料 2 「悪臭防止法に基づく規制地域指定及び規制基準の変更について」で説明。続いて近隣の市町村の臭気規制の状況について事務局より説明。「松本市の臭気指数規制の導入経過」を説明した。

事務局：松本市は臭気規制状況をどう決定したか説明したい。松本市では以前より、特定悪臭物質濃度規制 22 項目で臭気規制を実施していたが、平成 11 年 12 月に特例市に移行したことにより、市独自で臭気規制を決定することができることとなり、また規制地域以外で、以前より苦情があったことも、導入の経過となった。基礎調査として特定悪臭物質 22 項目の濃度測定を行い、22 項目の濃度測定では、住民苦情と合致しないことを確認した。また同調査で、住民の受容限度は臭気強度 3 までであると確認した。また基準値の設定にあたっては、環境省で作成された「臭気指数規制ガイドライン」から、臭気強度 3 に相当する臭気指数が 12 から 18 であり、他市の状況、また平均的な値であることから、

	<p>臭気指数 15 という値を決定した経過がある。まず臭気指数 15 を決定して、下限の臭気指数 12、上限の臭気指数 18 を決めた。平成 15 年の導入により、以前より問題があった事業所について、臭気指数測定を行い、基準値を超過していたので、改善勧告、勧告に基づき施設改善を行い、再度の臭気指数測定の結果、基準値内に収まった経過がある。施行直後は以前より問題となっていた事業所があったが、現在、臭気指数測定まで至る事業所はない。</p>
事務局	<p>安曇野市でも、苦情地域の特定、住民アンケート調査の実施、また周辺市町村の導入状況を加味したうえで、第 1 地域臭気指数 12、第 2 地域臭気指数 15、第 3 地域臭気指数 18 と設定した。</p>
会長	<p>事務局より臭気指数導入の経過説明があったが、環境審議会委員、事務局とも三郷地域の畜産農家周辺で臭気強度 3 を確認した。またそれに伴い、臭気指数測定の結果、臭気指数は 15 と、ある程度、臭気強度と臭気指数の感覚を確認した。これから臭気指数の数値をいくつにするか決めなくてはいけないことと、松本市の状況を説明したが、平成 12 年の臭気指数規制導入から、しばらく問題があったが、現在は特に問題が顕在化していないとのことだが、臭気指数規制の問題について、具体的に松本市の状況の説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>具体的に説明すると、前回の審議会でも触れたが、悪臭苦情の元となった事業所は、生ごみを回収して堆肥化する堆肥製造施設であり、大規模な事業所である。そこから発生した悪臭が、川を挟んで対岸の住宅密集地まで及ぶ状況であった。当方でも現場を確認したが、かなり大きな事業所である。松本市ではまず臭気指数測定を行い、規制基準値を超過したため、改善勧告を行った。その事業所は、同勧告を受け、臭気抑制対策を行った。2 回目の臭気指数測定ではまだ規制基準値を超過していたため、2 回目の改善勧告が行われ、事業所では施設から出される臭気を、フィルターで除去する大規模施設の設置、また事業所内の屋外の資材の平積み撤去を行い、3 回目の臭気指数測定では規制基準値内の測定結果となった。それに伴い、対岸の住民からなる、被害対策連絡協議会がその結果に納得し、現状では規制基準値以下に収まっているという経過がある。</p>
会長	<p>松本市では、何年かの対策の後、収まったという経過だ。状況はいろいろ変わることはあるが、現状で松本市は、収まっている状況だ。前回の審議会で三郷地区の畜産農家の臭気を確認したが、感覚として、掴めたかなという感じである。前回までの審議会で、市からの提案事項 4 点のうち、3 点までは審議会委員に了解いただいた。臭気指数規制値、C 案（第 1 地域：臭気指数 12 第 2 地域：臭気指数 15 第 3 地域：臭気指数 18）に対し、意見あればお願いしたい。</p>
委員	<p>前回の現地確認で臭気指数 15 の感覚は分かった。臭気指数 18 はそれよりにおいがきついということか。前々回の審議会の資料（臭気指数の規制地域と基準値（概略版）：安曇野市の規制地域の区分を地図上に図示したもの）では第 1 地域と第 3 地域に接する箇所、数値でいうと 12 と 18 が同居しており、どうもすっきりしない印象である。</p>
事務局	<p>会議資料 2 にある、規制地域の区分内の第 2 地域欄に記載があるが、「工業地域及び工業専用地域のうち、第 1 地域に接する場合にあっては、その境界線から水平距離が 50m までの区域」とあり、第 1 地域と第 3 地域の接する場所のうち、工場内敷地内に 50m の緩衝ラインを設け、臭気指数 15 とする。</p>
委員	<p>赤い部分ほとんどなくなるのでは。</p>
事務局	<p>赤い面積部分（第 3 地域）はより細くなるが全て減る訳ではない。住宅地域（第 1 地域）に接する部分のみ、地図上より減ってくる。</p>
会長	<p>第 2 地域にいれる、第 3 地域は減るということですか。</p>
委員	<p>前述の質問と同じになる訳ですが、第 3 地域の敷地内に 50m の緩衝地帯を設け、そこを第 2 地域にしたとしても、臭気がどういふふう流れるか分からないのでは。</p>
事務局	<p>確かに臭気は風向きにより、ぐるぐる廻ることもあるので、東側で臭っていても、時間によっては、西で臭ったりしていることもある。敷地境界線や煙突から出ることもあるが、基本的には、敷地境界線での測定に限定して話をするが、敷地境界線で、どのくらいの数値がでるか、その基準についてこの規制で示してある。意見のとおり、今日、においが出たから、明日も出るとは言い切れないので、規制を実施する中で、どのくらいの回数、頻度かを加味して総合的に見ていく。臭気が出てくる箇所は 1 箇所、2 箇所、3 箇所と複数であるが、臭いが出る箇所は特定されると思う。苦情が出ている内容を調査</p>

	<p>して、どちらから臭いが出てくるか、どちらに臭いが拡散していくか、どういう苦情あるか、調査には時間がかかるが、ケースによって、すべて対応できないこともある。どのくらいの被害があるか、どの程度、臭気の規制をしなくてはいけないか、東側西側に臭気があるか、全体の状況をみていかななくてはいけない。改善していく中で、内容を話し合い、数値を確認その上で、改善勧告、改善命令を出すことになる。</p>
委 員	<p>臭気規制では改善勧告を出していく訳だから、臭気指数測定の実施はきちんとやらないといけない。</p>
副 会 長	<p>天候その他、事象を勘案して測定していくのではないか。</p>
委 員	<p>今までは工場など、恒常的に臭気が出るものについて議論してきたが、畜産臭気のタイムラグとして1km、2kmで苦情を確認、しかし確認しようとしても、発生源が特定できない。測定しても特定できない。今までの臭気苦情の対応として「発生源がわからなかった。」ということが多い。臭気指数規制の運用について、畜産臭気はある時間帯に、一時的に発生する事象が多い。ではどの様に対応するのか。どうやって数値を管理するのか。</p>
事 務 局	<p>畜産からの臭気は、一時的に強い臭気が出ることもあり、苦情があつて現場を確認しても、発生源が特定できないことがある。臭気規制では苦情があつた場合、頻度、回数から判断して規制していく。一時的に出る臭いであっても、複数回とあつた場合、臭いが出ない様、改善いただく。敷地境界線から、1時間、2時間かけて臭気が降りてきた場合、既に現場には臭気がないことがある。臭気規制では苦情があつて臭気指数測定をする場合、強かつた臭い、当時の臭いと同じものを採取、数値化し、規制数値と照らし合わせ、基準値を超過した場合、対応を図っていく。超えないようであっても、苦情が出ているので、臭いが出ない様、事業者に改善をお願いしていく。</p>
委 員	<p>苦情があり、においを測定する場合、すぐにその場所では試料採取ができないのか。できないとすれば、事業者自ら臭気測定する体制はとれないのか。</p>
委 員	<p>意見はよく分かる。畜産悪臭について、敷地境界線でのタイムラグ。住民からの苦情とのタイムラグがある。</p>
事 務 局	<p>先程の指摘、当方でもよく理解している。同審議会でも前から指摘があつた。それについては悪臭防止法では敷地境界線で試料の採取というのが、同法の原則である。苦情があり、臭気指数測定を行う場合、条件として、気象、温度、湿度等あり、周辺の実態把握を行い、臭気指数測定（試料の採取）を専門業者にやっていただく。臭気測定業者は臭気発生源である事業所に1～2時間程度張り付き、その中で、発生した時間で一番強いにおいを採取していく。臭気測定は住民に有意な測定になるようにすることが原則としてある。また検体の採取は3～4検体を取り、一番強いにおいをパネラーが確認し、数値化していく。この様な運用で、悪臭防止法に沿ってやっていくほかない。</p>
委 員	<p>おそらく運用していく中で問題がいろいろ出てくるが、それについて善処していく様にしてください。</p>
委 員 長	<p>まずは、基準値を超えていると判定しないことには、同規制は機能しない。夏場、においがボンとでると、測定までには間に合わない。同規制法では、敷地境界線で測るしか運用がない。その問題については市と業者で検討していくこととして、同法を活用するために、規制法をつくっていくしかない。いろいろ抜け道はあるかもしれないが、個別に対応するしかない。まず規制基準値を12、15、18として委員に確認していただき、付議事項を検討することとしたいがどうか。</p>
委 員	<p>規制数値に対して、意見がある。安曇野市と松本市は隣接しており、同じ規制値を取りたいのは解るが、安曇野市として、独自の考え方があつてもいいのではないか。A案（規制基準値11・14・17）はどうか。1違つてもどの程度違うかの意見はあるが。</p>
委 員 長	<p>第2規制値が14と15ではどう違うか。「安曇野市における臭気規制の設定に向けた提案書」9・10頁に解説されているが、養豚業15、養牛業16、養鶏業14とう記載がある。詳細の説明については事務局をお願いしたい。</p>
事 務 局	<p>提案書9頁に記載があるが、環境省が示す「臭気指数規制ガイドライン」にある各養豚、養牛、養鶏業の臭気強度3に対応する数値であるが、安曇野市の地域特性として、養豚業、養牛業の事業所での苦情が多い。養鶏業は苦情が少ない。また事業所に臭気があまりないという状況があるので、養豚業15、養牛業16の数値を使っていく。また今回安曇野市で提案している第2地域、規制値15（養豚業の臭気強度3に対応する数値）は、</p>

	<p>養牛業 16 の基準値を下回るため、養牛業の臭気を抑え込む数値となる。また 前後の臭気強度 2.5 は第 1 地域の規制値 12、臭気強度 3.5 は第 3 地域の規制値 18 を提案している。</p>
委員	<p>員：養豚業をメインとして判断していることですね。</p>
委員	<p>員：規制値の 1 多い、少ないというこだわりより、この規制法ではファジーなものが多い。においがあつた場合、臭気測定の実施また行政処分となる訳ですが、苦情回数が多いとして 1 年に 10 回か、また 20 回かの判断等ファジーであり、同規制が効果を表さないのではないか。また臭気測定の数によっても変わってくる等、ファジーな要素が多い。今回は規制数値を確定し、ファジーなものである運用をどうするかが重要だと思う。</p>
委員長	<p>：具体的な対応として、市民団体、業者、行政という関係になってくるが、松本市の状況を聞くと、まず市民からの苦情が何回かあり、臭気指数測定があり、改善指導となるので、業者との対応に、行政も間に入らざるを得ない。非常に難しい問題であるが、例えば、規制数値は何年か後、変更の必要性があれば、変更していけばいいのでは。</p>
事務局	<p>：松本市内に畜産農家はたくさんあるが、特段問題もないし、測定に至る案件はないと説明したが、当然臭気は出ていることと思う。敷地境界線で測定した場合、規制基準値を超過しているかもしれないが、住民からの苦情がない、または少ない。今の所、松本市では臭気指数測定に至る案件はないとのこと。合併当時、四賀で堆肥製造施設の臭気について市で対策したが、現在は住民からの大きな苦情はないとのこと。先程、委員より運用がファジーではないかとの意見があつたが、最初にお配りした（7 月 17 日、第 2 回環境審議会）資料で、「安曇野市における臭気規制の設定に向けた提案書」に、住民からの苦情が前提としてあり、自然条件、社会条件、臭いの強さ、頻度等をバランスをみて判断、この中で重要なのは、事業者との関係であり、行政と業者との話し合いとなる訳だが、何回かの話し合い、指導を行うが、そこで業者が改善すればいいが、臭気が改善されない場合、初めて臭気指数の測定となり、それでも改善されない場合、勧告等の指導となってくる。行政は業者と粘り強く話し合いをして、改善をお願いしていくが、最終的には、指導、勧告、罰則まで持っていくという形である。</p>
委員長	<p>：松本市の状況を説明したが、住民からの苦情が少ない。発生源あれば当然苦情もあると思うが、現在、苦情が少ないとのこと。</p>
委員	<p>：なぜ、松本市では苦情が少ないのか。であれば松本市内の業者からその処置について学ぶべきではないのか。</p>
委員長	<p>：当然行政は業者と話し合いの上で調整されていると思うが、行政ができることできないこと、業者も受け入れられること、できないことがあると思う。施行当時、堆肥製造施設で問題があり、臭いを消す施設を導入したりしているが、今まで色々な状況はあると思うが、そこは行政どおし情報交換していけばいいと思う。</p>
委員	<p>：私も三郷地域の畜産農家の敷地境界線で臭気指数 15 を確認させていただいたが、この程度の臭気の強さであれば大丈夫かなという認識。臭気についてひとつのルールをつくった訳ですから、これはこれでいいと思う。先程より松本市の話題が出てきたが、私も松本市に行って現場を確認したが、この規制ができ、業者も非常に努力して、臭気を改善したとの話も聞いた。こういう審議を通じて、規制数値についても、何年かの後、見直しをしていけばいいのでは思う。</p>
委員長	<p>：一回の臭気指数測定で、解るといふのは無理であるが、だいたいの感覚は分かった。規制基準値について 12・15・18 ということで、後は運用ということで審議いただければいいと思う。前回審議中であつた規制基準値、第 1 規制基準値 12、第 2 規制基準値 15、第 3 規制基準値 18 という数値で規制基準値を決めたい。あくまで測定は、境界線上で行い、排出口関係では口径と高さにより、排出水は規定の通りの基準で対応することとしたいがいかがか。</p>
委員	<p>員：結構です。（委員各位）</p>
委員長	<p>：規制基準値については了承いただいた。前回の審議会です承いただいた件も、含め 4 項目一括で承認いただけるか。</p>
委員	<p>員：結構です。（委員各位）</p>
委員長	<p>：後は付議事項の検討をしたいと思う。</p>

付議事項について事務局より説明。(下記文書は同審議会時の原文のまま掲載)

(1) 市民、事業者に対する臭気指数規制の周知徹底

臭気指数規制を導入するにあたって、周知期間を一定程度設定し、事業者に対する周知徹底を図ること。また、市民に対しても広く周知を図ること。

(2) 小規模事業者の事業活動に及ぼす影響に対する配慮

小規模事業者に対して改善指導等を行う場合には、悪臭防止法第8条第5項の規定に基づき、事業活動に及ぼす影響を十分配慮すること。

(3) 本規制の適用、運用状況を環境審議会へ報告を行うこと

(4) 必要に応じた規制地域及び基準の見直しの検討

今後は、社会的条件による土地の利用状況など地域の実情や、技術レベルの進展、社会情勢の変化にあわせ、必要に応じて規制地域及び規制基準の見直しを行うこと。

委員：(2)について、小規模事業者とあるが、畜産と工業は同じ基準か。またどの程度をして小規模事業者とするのか。定義を説明してほしい。

事務局：小規模の定義については調べさせていただく。畜産農家は従業員が少ないため、小規模事業者になってくるのではと思う。今後、運用の中で検討していきたい。補足ではあるが、先程説明した付議事項の補足説明欄で悪臭防止法第8条、第1項、第2項について、改善勧告、改善命令の際、小規模事業者に配慮しなくてはいけないとの内容だ。

委員：(1)の周知徹底になるが、市民に臭気指数をどうやって知らせるか。印刷物でなくても大変分かりづらい。

事務局：(1)については、一番難しいと感じている。今後、パブリックコメントの実施、12月に市民・事業者説明会を4地区で実施。概要版を出していく。また平成27年4月に告示後、半年後の施行までの間、市民、事業者への周知を考えている。臭気指数の説明については、市民・事業者説明会でもいろいろ課題は出てくると思う。使用する資料として、臭気指数を決定するにあたり、「臭気指数規制ガイドライン」(環境省作成)は、全国の何百という臭気指数調査結果から作成されたもので、今回、安曇野市での臭気指数を決定するにあたり、たたき台として参考とした経過もある。また臭気指数と臭気強度の関係、また「ばらのにおい」「化粧品のにおい」等比較させた表、周辺の臭気指数導入状況及び全国の状況を説明。あくまで敷地境界線での測定であって、全国の平均的な規制基準値であるが、市民、事業者は納得いくかは難しい。規制基準値を低くすれば、市民サイドにたった内容にはなるが、事業者にとっては足枷となる。両方の立場、真ん中をとったという説明をしていきたい。

委員長：今後パブリックコメントの実施、説明会の中で、いろいろ市民から質問が出てくると思う。その回答については市で対応し、審議会でも相談いただいてもいいと思うが、委員の皆さんにご協力いただければと思う。あと今後の臭気指数規制導入スケジュールの説明を事務局にお願いしたい。

事務局：先程質問のありました小規模事業者の定義は、製造業その他で従業員20人以下、商業、サービス業は5人以下と、従業員数により定義されるとのこと。

事務局：答申について説明する。まず事務局で答申書を作成。内容は今回決定した4項目、規制地域の指定は市内全域、規制地域の区分は3区分、規制方式は臭気指数規制、規制基準は第1地域12、第2地域15、第3地域18を答申書に明記、それに付議事項をつけて吉田会長名で市長に答申を行う。資料2で見ていただいている内容と答申内容は同じ。付議事項は、環境審議会正副会長に相談の上、了解を得た後、原案を委員各位に送付、確認いただき、正副会長から答申との流れになる。

会長：付議事項の(1)の「市民、事業者に対する臭気指数規制の周知徹底」の項目について、具体的な周知方法は市で具体的に対応を考えてほしい。(1)についていいか。

委員：いいです。(委員各位)

委員：市民の立場から言わせていただくとこの規制法は「苦情がないと始まらない。」市民にこ

	のことを周知徹底をお願いしたい。市民はこの規制法ができたから大丈夫と思ってしま う。
委 員	運用についてもう少し明確にしてもらわないと。どうやって運用するか、いくらでも 明確にってもらわないとどうやって運用するか、苦情を受けてこうやってこうやってい くと。
委 員	周知徹底をしていく段階で、臭気だけではなく、景観もいろいろあるので、第1地域、 第2地域、第3地域とある中、市民も事業者も同規制法に関わらなくてはいけないが、 景観条例と関連させて、住みよい環境にするため連携していけばいいのでは。いい機会 であるので、一緒にできれば受け取る側も理解しやすいのでは。
委 員 長	もうひとつ、最後の(4)の付議事項について、基準の見直し項目が記載されているが、 例えば2、3年と区切って、検討する必要があるのでは。
委 員	“必要に応じて”の文言が入っている。
委 員 長	何年位が適当なのか。
事 務 局	検討の時期を明確にしろという意見だが、事務局も必要に応じて見直しをかけていくこ とは必要だと感じている。(3)について畜産悪臭対策は、同審議会で進捗を報告してい る。今回の規制法についても運用状況を報告していく。今回の規制法も議論が出てくる と思うが、運用について事務局は審議会に相談し、審議会で監修いただく。検討の時期 は明記しなくてもいいのではないかと考えている。
委 員 長	“環境審議会に報告を行い、答申を検討する”という文言を付け加えればいいのではない か。
委 員	臭気指数規制について、今回の審議会での審議で決定し、同法を運用しなくてはいいな いことに不安を覚えるが、松本市と比較して、安曇野市は住宅密集地の近くに、畜産農 家がある状況であることが心配される。本来なら市内一律規制がいいが、やむを得ない ところではある。
事 務 局	ご意見をお聞きした中で、(3)の“審議会へ報告を行うこと”の文言があるが、一方的 な方向なので、“報告を行い、環境審議会の意見を尊重すること”の文言を付け加えたほ うがいいのではと考えている。文言の修正については事務局と環境審議会正副委員長で 検討していく。
委 員 長	報告を行い、環境審議会の意見を尊重することの文言を付け加えるということでもいいか。
委 員	いいです。(委員各位)
委 員 長	(3)で報告、検討の文言を加えることで、変更の期間の設定はしないこととする。
副 委員長	三郷畜産悪臭問題については環境審議会で、被害の報告、対策の進捗の報告をいただ いている訳だが、私観として問題がおきてそれを解決することは大変である。問題が起き る前に何とかできなかつたのかという思いがある。同問題でも皆さんで検討していけば よかつたのではと思う。今後も、市民生活に事業活動で環境に影響がある事象が起こさ れれば、それに対し規制ができればいいというのが感想である。市民環境の改善が環境 審議会での主題であると考える。
委 員	アンケートで悪臭があったと回答のあった地区、苦情があった地区で、今回の規制につ いて、説明会が開催できるのか。前向きに考えて進めていただきたい。
事 務 局	アンケートで悪臭があったと回答のあった地区、苦情があった地区での規制法の周知に ついて、今回周知にあたっては、まずパブリックコメントの実施、広報「あづみの」、も う一点、市民・事業者説明会では平成25年度実施のアンケートの結果を出していく。三 郷地区を対象に三郷地区の畜産悪臭問題については来年の1月か2月に市民説明会を開 催する予定である。実態を市民に知っていただくことは重要である。なるべく情報を出 していければいい。三郷地区の畜産悪臭対策を協議する畜産悪臭対策協議会からも市民、 地元区長から現行行われている臭気対策について、周知をしろとの意見がよく出されて いる。事務局としても、しっかり周知していきたい。
委 員	パブリックコメントの実施中に、その規制基準値を知らしめるために例えば“瓶があっ てフタを開けるとにおいが出る“といった様な仕掛けがあれば、市民は解りやすいと思 う。
事 務 局	前回もにおい・かおり協会に説明をいただいたが、現実的にはできない。委員の皆様で 前回、三郷地区の畜産団地に出向き、実際、臭気を確認いただいたが、パブリックコメ ント等で実際に臭気を確認することは、現実的には難しい。

委員 長：そういうところも含め、事務局で検討いただきたい。

委員 長：本日、了解いただいた規制基準値の設定と他 4 点、また付議事項ですが、委員の皆様了解いただけるか。

委員 員：結構です。(委員各位、了承)

委員 長：事務局で先程説明があったが、正副委員長で最終確認し、委員の皆さんに内容を通知していく。了解が得られれば、市長に答申を行う。答申は年内を予定している。

委員 長：(事務局と打ち合わせ後) 答申は 10 月中旬としたい。まだ日があるので付け加えたい事項があればお願いしたい。

審議終了 11 : 05